

ごみ処理手数料の改定（案）について

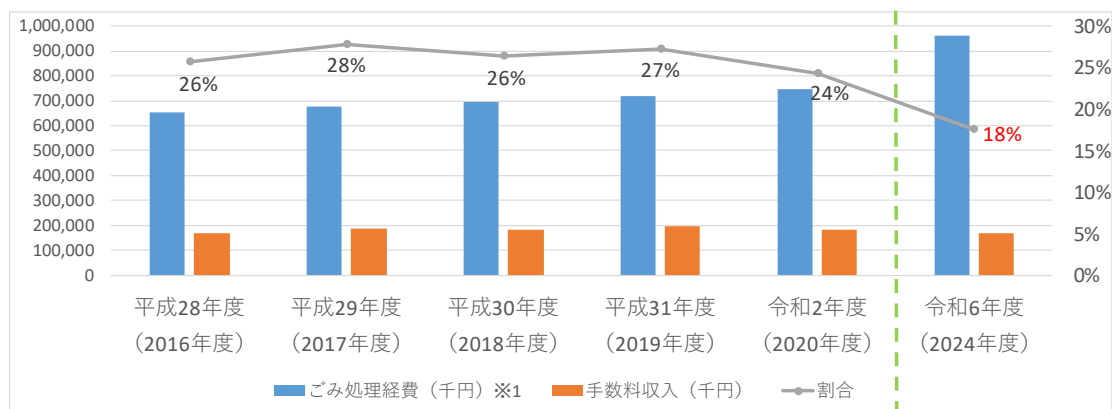
ごみ処理手数料については、ごみの排出抑制や再生利用の推進、処理経費負担の公平性などの観点を考慮し、平成20年10月から有料化を開始しています。

本市ではこれまで、資源になるもの以外は破砕し、埋立処理を行っていますが、埋立地には限りがあるため、安定したごみ処理の確保が課題となっており、この課題を解消するために近隣市町と共同で焼却処理を行い、埋立ごみを減量化する広域処理を令和6年度から開始することとなりました。

この広域処理に伴い、焼却処理費用や焼却施設への運搬経費など新たな費用が発生するため、ごみ処理経費に充てる手数料収入の割合が大きく低下することが予想されます。

図1「ごみ処理経費に占める手数料収入の割合」の折れ線グラフは、ごみ処理経費に占める手数料収入の割合を示したもので、過去5年間は約25%で推移していますが、焼却処理が始まる令和6年度には約18%まで低下する見込みとなっています。

さらなる分別の促進によるごみの減量化、安定したごみの適正処理の確保、排出量に応じた負担の公平性を図るために手数料を改定することが大きな目的です。



※1 ごみ処理経費は、手数料を財源として充当している等の経常的な事業費の合計額

図1 ごみ処理経費に占める手数料収入の割合

なお、改定後のごみ処理手数料（案）は、新たな処理区分に応じ現在の処理経費に新たに見込まれる施設の建設経費や維持管理費などを排出量で案分し、積算しています。

手数料の改定や焼却処理開始に伴う様々な制度変更に対応するため、北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正を予定しています。

1 家庭系一般廃棄物処理手数料

(1) ごみ処理手数料の考え方

令和6年度から普通ごみと破碎しないごみは、燃やせるごみと燃やせないごみの区分に変更しますが、現在かかっている費用と焼却処理開始後にかかる費用の推計を積算し、処理原価を算出しています。

また、ごみ処理経費はごみ処理にかかる経常的な事業費の合計額を示したものとしており、令和6年度から新たに発生する燃やせるごみの焼却施設への運搬経費等も推計して積算しています。

(2) 家庭系ごみの手数料の改定案

以上の考え方に基づき、市民の方にとって過度な負担とならないよう原則改定率50%を限度とし、表1「現在の手数料と改定後の手数料案」のとおり改定する案としています。

ただし、クリーンセンターへの自己搬入手数料は、全ての人々が等しく利用するものではないため、87.5%の改定率としますが、過度な負担とならないよう令和6年4月に改定率50%の120円/10kgとし、令和7年4月から150円/10kgとする経過措置を設けることとしています。

燃やせるごみは、千歳市の焼却施設に自己搬入することも可能とし、別途自己搬入手数料の区分を新設します。

生ごみは、アクア・バイオマスセンターでバイオガス化処理し、乾燥汚泥肥料としてリサイクルしていますので、処理原価は他のごみよりも高額となっていますが、リサイクル促進のため据え置きとします。

また、80円ごみ処理券は廃止し、粗大ごみに120円の区分を新設します。

表1 現在の手数料と改定後の手数料案

ごみの種類		現在の手数料	⇒ 改定後の手数料(案)	処理原価
燃やせるごみ	指定ごみ袋	2円/ℓ※1	⇒ 3円/ℓ	15.5円/ℓ
燃やせないごみ		2円/ℓ※2	⇒ 3円/ℓ	9.5円/ℓ
生ごみ		2円/ℓ	⇒ 2円/ℓ(据え置き)	28.7円/ℓ
粗大ごみ		200円・400円・600円・1,000円の4区分	⇒ 120円・300円・600円・900円・1,200円の5区分	2,521円/10kg
燃やせるごみ	自己搬入	80円/10kg	⇒ 120円/10kg(令和6年4月) 150円/10kg(令和7年4月)	749円/10kg
燃やせないごみ		80円/10kg	⇒ 120円/10kg(令和6年4月) 150円/10kg(令和7年4月)	512円/10kg
燃やせるごみ(焼却施設)		該当なし	⇒ 110円/10kg	564円/10kg

※1 普通ごみの手数料

※2 破碎しないごみの手数料

なお、指定ごみ袋については、表2「指定ごみ袋の現在の手数料と改定後の手数料料案」のとおり改定する案としています。

燃やせるごみ・燃やせないごみ・危険ごみの指定袋のデザイン（色）を統一し、現在の普通ごみの指定袋と同様に5ℓ・10ℓ・20ℓ・40ℓの4種類としています。生ごみは、市民の方から小さな指定ごみ袋を作成してほしいとの要望が多いことから、1.5ℓの指定袋を新たに作成します。

表2 指定ごみ袋の現在の手数料と改定後の手数料料案

ごみの種類	指定ごみ袋 (種類)	現在の手数料 1枚当たり	⇒改定後の手数料(案) 1枚当たり
燃やせるごみ 燃やせないごみ 危険ごみ	5ℓ	10円	⇒ 15円
	10ℓ	20円	⇒ 30円
	20ℓ	40円	⇒ 60円
	40ℓ	80円	⇒ 120円
生ごみ	1.5ℓ(新設)	-	3円(新設)
	3ℓ	6円	6円(据え置き)
	5ℓ	10円	10円(据え置き)
	10ℓ	20円	20円(据え置き)

2 事業系一般廃棄物処理手数料

(1) ごみ処理手数料の考え方

事業系ごみ処理手数料は、平成 29 年 4 月に手数料改定を行っています。

事業系ごみは、排出事業者が自らの責任で適正に処理をする義務がありますが、地域事業活動への負担等を考慮し、北広島市では市と事業者が処理にかかる経費をそれぞれ 1/2 ずつ負担することとしており、令和 6 年 4 月の焼却処理開始後もこの考え方は踏襲するものとします。

(2) 令和 6 年 4 月からのごみ処理区分について

現在は、生ごみとその他事業系一般廃棄物の 2 種類の手数料区分としていますが、焼却処理開始後は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、埋立ごみ、生ごみの区分となります。

燃やせるごみは、一般廃棄物収集運搬許可業者は千歳市に建設中の焼却施設のみで受け入れを行う予定としており、クリーンセンターでは自己搬入分のみを受け入れ、その後に燃やせるごみを焼却施設へ運搬します。

そのため、焼却施設に直接搬入する場合とクリーンセンターに搬入する場合とで手数料をそれぞれ設定する案とします。

資源ごみは、処理費用は発生しますが、他のごみ処理の手数料改定や分別促進を考慮して無料での受け入れを継続します。

なお、埋立ごみとは、燃やすことも破碎処理することもできないごみで、最終処分場に直接埋め立てるごみを指しています。

(3) 事業系ごみの手数料改定案

事業系ごみ処理手数料改定案は、事業者負担分を処理原価の 1/2 とする考え方に基づき、現在かかっている費用と焼却処理開始後にかかる費用の推計から原価計算を行っています。

ただし、生ごみは、アクア・バイオマスセンターでバイオガス化処理し、乾燥汚泥肥料としてリサイクルしていますので、手数料に経済的インセンティブを設ける案としています。

また、事業系ごみ処理手数料は、改定幅が大きいことから改定率が 50%を超えるものについては経過措置を設けることとし、令和 6 年 4 月と令和 7 年 4 月の 2 段階の改定案としております。

改定案の一覧については、表 3「現在の手数料と改定後の手数料案」のとおりです。

表3 現在の手数料と改定後の手数料案

ごみの種類	現在の手数料	⇒ 改定後の手数料（案）	処理原価 （1/2 負担）
燃やせるごみ	118 円/10 kg	⇒ 170 円/10 kg（令和6年4月） 240 円/10 kg（令和7年4月）	482 円/10 kg （241 円/10 kg）
燃やせないごみ	118 円/10 kg	⇒ 170 円/10 kg（令和6年4月） 280 円/10 kg（令和7年4月）	563 円/10 kg （282 円/10 kg）
埋立ごみ	118 円/10 kg	⇒ 170 円/10 kg（令和6年4月） 200 円/10 kg（令和7年4月）	414 円/10 kg （207 円/10 kg）
生ごみ	86 円/10 kg	⇒ 110 円/10 kg（令和6年4月） 130 円/10 kg（令和7年4月）	525 円/10 kg （263 円/10 kg）
燃やせるごみ （焼却施設）	118 円/10 kg	⇒ 170 円/10 kg	344 円/10 kg （172 円/10 kg）

3 産業廃棄物処分費用の改定案

（1）処分費用の考え方

産業廃棄物処分費用は、事業者が全額負担するものであることから、原則に則った金額設定とします。

（2）産業廃棄物の処分費用改定案

産業廃棄物処分費用は、事業者全額負担の原則に基づき、処分原価を処分費用としますが、改定率が大きいことから、経過措置を設けることとし、令和6年4月と令和7年4月の2段階の改定案としています。

表4 現在の処分費用と改定案

ごみの種類	現在の処分費用	⇒ 改定後の処分費用（案）	処分原価
産業廃棄物	237 円/10 kg	⇒ 350 円/10 kg（令和6年4月） 414 円/10 kg（令和7年4月）	414 円/10 kg

4 今後のスケジュール

- ・ 令和5年2月 令和5年第1回定例会に条例改正案上程（予定）
- ・ 令和6年4月1日 条例施行（予定）